



# ライオンズ児童奉仕 世界シンポジウム・プログラム

## 監査規定

### 始めに

国際理事会は、ライオンズ児童奉仕国際シンポジウム・プログラムを承認しました。本プログラムに基づき、ライオンズが恵まれない児童のために取り組んでいる健康と教育に関する奉仕活動を支援するシンポジウムまたは会議の主催団体に対する資金援助が行われます。

ライオンズ児童奉仕国際シンポジウム・プログラムの下、各会則地域は単一年度内に4回のシンポジウムに対して資金援助を受けることができます。本プログラムにより、1回のシンポジウムにつき最高US\$1,000の資金援助が行われます。本資金は、ライオンズが恵まれない児童のために取り組んでいる健康と教育に関する奉仕活動を支援するシンポジウムまたは会議の主催団体に対して認められます。

資金援助申請書は、地区または複合地区により提出されなければなりません。地区からの申請書には地区ガバナーの署名が、複合地区からの申請書には協議会議長による署名がそれぞれ必要となります。個々のクラブからの申請書は受け付けられません。尚、地区または複合地区は3年に1回の割合でシンポジウムに対する資金援助を受けることができます。注意：当該シンポジウムの試験的開催の期間中（2005年7月1日から2008年6月30日）に資金援助を受けていない地区または複合地区が優先されません。

本資金の供与は申請書の先着順に行われます。申請書の審査後、ライオンズクラブ国際協会の保健及び児童奉仕課より、申請書受領後30日以内に地区ないし複合地区に回答が行われます。資金援助を受けるには、正式な申請書がライオンズクラブ国際協会の国際アクティビティ及びプログラム企画部（米国イリノイ州オークブルック）に提出されなければなりません。

3月1日現在で資金が枯渇していない場合には、対象範囲はすべての地区と複合地区に拡大されます。この場合、過去に児童シンポジウムに対する資金援助を受けたことのある地区または複合地区も検討の対象となります。申請書の承認は先着順となる他、会則地域については単一年度内に4回を超えるシンポジウムに対しても資金援助が承認される場合があります。

シンポジウムに対する資金援助申請書が承認され、経費の払い戻しを要請する際には、全経費を添付の「ライオンズ児童奉仕国際シンポジウム・プログラム経費請求書」に記入の上、国際アクティビティ及びプログラム企画部に提出しなければなりません。国際本部では、適切な個人により正式の署名がなされた経費請求書についてのみ払い戻しを行います。地区からの経費請求書には地区ガバナーの署名が必要です。一方、複合地区からの経費請求書には協議会議長による署名が必要となります。尚、経費請求書の上限額はUS\$1,000です。

対象となる経費には、施設賃貸料、視聴覚器材費、シンポジウムでの食事および飲み物代、郵送料、広告宣伝費、スピーカー講演料、事務用品費、招待状/ポスター/チラシ印刷費などが該当します。（領収書原本の経費請求書への添付要）

対象外の経費には、個人的費用、アルコール飲料代、医療費の他、下記の要領に従っていない経費および請求上限額を超えた経費などが該当します。

資金枠には限りがあります。

1. 対象となる全経費を「ライオンズ児童奉仕国際シンポジウム・プログラム経費請求書」に日別に記入し、領収書原本を添付してください。
2. 金額はすべて項目別・使用通貨建て別に記入してください。払い戻しは、ライオンズクラブ国際協会の判断により、当該費用発生時の為替レートを基準とした現地通貨建てもしくは米ドル建てにて行われます。
3. シンポジウムが終わったら、経費請求書に付属書類および最終報告書を添付の上、**シンポジウム閉会后 60 日以内かつシンポジウム開催年度の 6 月 30 日迄**にライオンズクラブ国際本部の国際アクティビティ及びプログラム企画部宛てに郵送願います。経費請求書がこの期間内に受領されなかった場合には、払い戻しは行われません。
4. 払い戻しに関するご質問は下記宛てにお願いいたします。

ライオンズクラブ国際協会  
国際アクティビティ及びプログラム企画部  
保健及び児童奉仕課  
300 West 22<sup>nd</sup> Street  
Oak Brook, IL 60523 USA  
電話：(630) 571-5466 内線 320      ファックス：(630) 571-1692  
Eメール：[Children@lionsclubs.org](mailto:Children@lionsclubs.org)

**注意：**ライオンズクラブ国際協会は、その会員に対し、本協会に関わる任務であるかないかを問わず医療保険の提供を行わない。したがって、旅行時には十分な医療保険に加入していることを確認しておくのが賢明である。個人保険や団体保険の多くは被保険者の自国以外では適用されない場合があるだけでなく、時には被保険者の居住する市、州や県の外というだけで適用されない場合がある。このことはとりわけ米国のメディケア（高齢者向け医療保険制度）について言えることであり、同制度は米国内のみで有効である。この点はおそらく他国の政府が提供する個人医療保険の多くについても同様と思われる。

本件は個人個人によって異なる問題であるため、ご自身、ご家族及びご友人の保険加入状況をぜひとも精査いただきたい。